

奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第六号

奈良県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

奈良県住民基本台帳法施行条例（平成十四年三月奈良県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十条の八第一項第二号」を「第三十条の十五第一項第二号」に改める。

第三条及び第四条中「第三十条の八第二項」を「第三十条の十五第二項」に改める。

第五条第一項中「第三十条の九第一項」を「第三十条の四十第一項」に改める。

第六条を削り、第七条を第六条とする。

## 附 則

この条例は、平成二十七年十月五日から施行する。